

企業主導型保育事業における立入調査の状況について (令和2年度結果)

目的

○ 企業主導型保育施設における適正な保育内容及び保育環境の確保のため、公益財団法人児童育成協会において、「企業主導型保育事業指導・監査実施要領」に基づき、計画的かつ継続的な立入調査を行い、もって利用児童の安全確保及び適正な施設運営を図る。

実施状況

○立入調査の実施施設（実施施設3,729施設 うちリモート（オフサイト）監査1,496施設）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、施設への訪問が困難な状況となったことから、リモートによる監査※を導入し、対応した。監査は協会と委託事業者が分担し、特に留意が必要な施設については協会が実施することとしている。

※関連資料や保育の状況写真・動画、電話によるヒアリング等を通じて必要事項を確認。

○対象施設

全施設

協会の監査対象となった施設(1,626施設 うちリモート(オフサイト)監査550施設)

- ・事故のあった施設の設置主体である企業等が設置した施設
- ・これまでの審査や指導・監査を踏まえて、状況確認を行う必要がある施設
- ・首都圏近郊の施設 など

受託事業者実施施設(2,103施設 うちリモート(オフサイト)監査946施設)

比較的運営期間が短い施設やこれまでの指導・監査において指摘事項が多い施設から優先して実施。

令和2年度 立入調査実施施設	うち保育内容等に関する指摘事項があった施設
3,729施設	1,722施設(46.2%)

※ 保育施設ごとの実施状況については、企業主導型保育事業ポータルサイト上で公表する
※ 立入調査結果について各地方自治体へ周知済
※ 指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済

主な文書指摘事項（件数上位10件）

※立入調査実施施設 3,729施設

職員配置や保育内容に関する文書指摘事項 ※（ ）は具体的な文書指摘事項の例	件数	割合
・保育内容及び利用料金等を適切に掲示（提示）すること (保育所運営規程や重要事項説明書（兼入園のしおり）に定めがない、利用しようとする者が見やすい場所に掲示されていない)	390	10.5%
・乳幼児の利用開始時に健康診断結果等を確認すること (実施されていない、または受診できていない児童がいる)	388	10.4%
・職員の健康診断を適切に実施すること（採用時又は定期） (実施されていない、または受診できていない職員がいる)	249	6.7%
・マニュアルに基づく事故防止対策を適切に行うこと (事故発生防止や事故発生時の対応のためのガイドラインは備えてあるが、対応マニュアルが整備していない)	233	6.2%
・乳幼児の健康診断を適切に実施すること (実施されていない、または受診できていない児童がいる)	216	5.8%
・保育計画等を適切に整備すること (指導計画が作成されていない、または一部内容に不備がある。年齢に応じた月間個別指導計画が作成されていない)	184	4.9%
・調理・調乳に携わる職員の検便を実施すること (調理に携わる職員（食事盛付者、食事介助者を含む）は、おおむね月1回検便を実施されていない)	180	4.8%
・嘱託医との契約を締結すること (嘱託医（内科・小児科）と契約書が締結されていない)	145	3.9%
・非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定・訓練等を適切に実施すること (30人未満の施設で災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容策定されていない、避難消火等の訓練が年に1回も実施されていない)	141	3.8%
・マニュアルに基づく感染症対策を適切に行うこと (感染予防対策に関するマニュアルが作成されていない)	121	3.2%